

鴻巣市事務処理誤り等に対する措置に関する要領第 5 条に係る公表（令和8年7月公表分）

	判明日	件名	概要	個人情報漏えいの有無 (件数)	再発防止策	所管課 (連絡先)
1	R8.5.29	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給通知書の誤送付	対象者の計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給通知書を誤って別の宛先の封筒に封入し、送付してしまったものである。	有 (1件)	・ 障がい福祉課において発送する文書は、本人の障がい特性に関わるセンシティブな情報が含まれている文書であることから、課内職員に対して本事案を共有し、誤送付に留意するとともに、必要に応じて業務手順の見直しの検討を行った。 ・ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給通知書は計画相談支援を利用している方のみに交付される文書であり、計画相談支援を利用していない方（セルフプラン）には交付されない文書である。本事案が発生した原因として、発送時において計画相談支援を受けているか、受けていないかの確認と、封入物全体の確認を怠ったことが原因であり、今後の発送に当たっては、計画相談支援の有無が記載されている更新対象者の一覧を活用し、一覧表に上記通知書を同封したかチェックを行う等の再発防止策を講じる。	障がい福祉課 048-541-1321 内線 2615